

別記（１）－②

② 食品専門展示会出展助成

第１ 事業の目的

事業者が食品展示会や専門展示会に出展することで、マーケットニーズや自社商品の課題を把握し、新たな販路の開拓を進めることで、経営基盤の強化を図る。

第２ 事業の内容

事業者が自ら出展する展示会に係る経費の一部を助成する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者とし、次の要件をすべて満たすものとする。

- （１）島根県税の滞納がないこと。
- （２）暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。
- （３）公序良俗に反する活動を行うもしくは行う恐れがあるものでないこと。

第４ 事業要件

助成対象とする展示会は食品の商談が可能であり、次の要件を全て満たすこととする。

- （１）事業実施主体の役員、従業員が展示会に参加して商談を行うこと。
- （２）島根県外かつ日本国内で開催される展示会であること。
- （３）概ね 10,000 人以上の来場者が見込まれる展示会であること。
- （４）出展者、来場者は公に募集され、卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催する展示会でないこと。
- （５）商品販売を伴わないこと。

第５ 実施等の手続き

- （１）事業の募集については別途定めるところにより実施するものとする。
- （２）事業実施主体は、事業計画書（様式第 1 号の②）を作成し、補助金交付申請書（様式第 2 号）と関係書類を添えて知事に提出すること。
- （３）県は事業実施計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを交付決定する。

第６ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第 1 号の②）を作成し、補助金実績報告書（様式第 8 号）と関係書類を添えて知事に提出すること。